

後見・保佐・補助開始の申立てをされる方へ

- 受理時面接のお知らせ -

千葉家庭裁判所

千葉家庭裁判所（本庁のみ）では、迅速に処理するために、書類を持参して申し立てた方に受理時面接を実施しています。申立て日が決まりましたら、家事調査官室後見係にご連絡ください。

なお、すでに他の申立ての予定が入っている場合には、他の日時をお願いすることがありますので、あらかじめ来庁できる日を複数選び、ご連絡ください。

申立て当日は、受付時の書類審査に30分、受理時面接に1時間程度を予定していますので、お含みおきください。

【申立て予定日メモ】

申立て予定日	来庁時間
月 日（ 曜日）	時 分

連絡先 千葉家庭裁判所 家事調査官室後見係

電話 043 - 222 - 0165（代表） 内線6420

ご連絡等は、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

上記受理時面接は、千葉家庭裁判所本庁のみの取扱いですのでご注意ください。支部や出張所、他の裁判所の取扱いについては、お手数ですが、申立てをする裁判所に直接お問合せください。

郵送による申立てもできますが、その場合には受付後に面接期日を指定して、おいでいただいております。